

四万十市人事行政の運営等の状況の公表について

I 職員の任用等の状況

1 任用の状況

(1) 採用者数(令和6年4月2日～令和7年4月1日) (単位:人)

区 分	試 験			選 考	合 計
	応募者数	受験者数	採用者数		
事務職1	40	35	7		7
事務職2(職務経験者)	17	17	5		5
事務職3(社会福祉士)	2	1	0		0
事務職4(学芸員)	1	1	1		1
保育士1	11	12	7		7
保育士2(職務経験者)	4	4	1		1
看護師	4	2	2		2
診療放射線技師	2	2	1		1
臨床検査技師	1	1	1		1
計	82	75	25	0	25

(注) 採用者数は、一般職に属する職員数であり、暫定再任用職員、会計年度任用職員、臨時的任用職員及び割愛採用職員を除いている。

(2) 退職者数(令和6年4月1日～令和7年3月31日) (単位:人)

区 分	退 職 理 由 等				合 計
	定 年	勤務延長後の退職	勸 奨	その他	
事務職	1		8	2	11
技術職(土木)					0
保健師				1	1
保育士	3		4	3	10
看護職				4	4
医療職				1	1
技能職	1		1		2
嘱託員					0
計	5	0	13	11	29

(注) 退職者数は、再任用後の離職者、会計年度任用職員、臨時的任用職員及び割愛職員を除いている。

II 職員の給与・定員管理等の状況

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

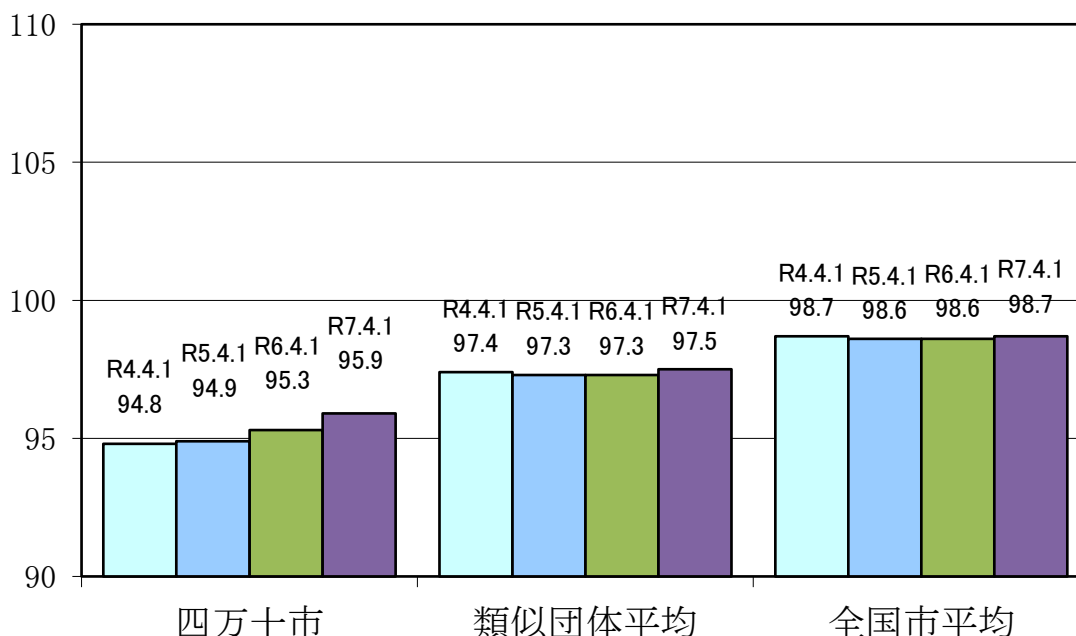
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
6年度	31,424	26,105,226	126,611	4,088,012	15.7	12.1

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 399	千円 1,406,577	千円 295,445	千円 563,562	千円 2,265,584	千円 5,678	千円 6,123

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員(短時間勤務)及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注)1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数) × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

職員の年齢構成の変化に伴う平均給料の上昇に伴うもの。

(4) 給与改定の状況 (※人事委員会を設置していない団体は記載不要)

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改善率)		
年度	千円	千円	千円 (%)	千円	%	%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の支給 割合 B	較差 A - B	勧告 (改善月数)		
年度	月	月	月	月	月	月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し 実施

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

【給料表の改定実施時期】平成29年4月1日
【内容】国に準じた給料表に改正。激変緩和のため、1年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

・東京都の特別区に所在する地域にある国、地方公共団体等に派遣される職員へ支給する。
(支給割合)国の基準と同率の20%を支給。
(実施時期)平成31年4月1日より実施。

(参考)

	平成 26年度	平成27年度		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
		4月1日 時点	遡及 改定後									
国基準による支給割合	18%	18%	18.5%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%
四万十市の支給割合	-	-	-	-	-	-	20%	20%	20%	20%	20%	20%

③その他の見直し内容

該当なし

(6) 特記事項 なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
四万十市	40.0 歳	305,757 円	389,972 円	327,395 円
高知県	41.4 歳	318,628 円	383,990 円	339,495 円
国 (R7.4.1時点)	41.9 歳	332,237 円	- 円	414,480 円
類似団体 (R7.4.1時点)	42.6 歳	327,221 円	383,976 円	354,371 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
四万十市	48.1 歳	29 人	307,252 円	336,566 円	316,890 円	—	—	—	—
うち調理員	43.9 歳	17 人	288,800 円	325,459 円	302,994 円	調理師	47.5 歳	230,900 円	1.41
うち用務員	52.2 歳	7 人	340,000 円	358,886 円	344,800 円	用務員	48.6 歳	203,000 円	1.77
高知県	60.1 歳	15 人	259,402 円	258,684 円	265,348 円	—	—	—	—
国 (R7.4.1時点)	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	- 円	337,907 円	—	—	—	—
類似団体 (R7.4.1時点)	52.3 歳	10 人	312,166 円	339,859 円	325,721 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
四万十市	—	—	—
うち調理員	5,252,540 円	3,104,000 円	1.69
うち用務員	5,940,160 円	2,691,400 円	2.21
うちその他	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和4年から令和6年の3ヶ年平均)
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 ただし、類似団体は公表時点で令和7年4月1日のデータがないため、令和6年4月1日のデータを記載している。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区分	四万十市	高知県	国	
一般行政職	大学卒	225,600 円	225,200 円	一般職 225,600 円
	高校卒	200,300 円	189,700 円	200,300 円
技能労務職	高校卒	223,200 円	181,600 円	(技能職員) 223,200 円
	中学卒	211,500 円	- 円	(技能職員) 211,500 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	264,200 円	342,500 円	376,033 円	407,500 円
	高校卒	- 円	- 円	310,300 円	386,600 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円	328,700 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円

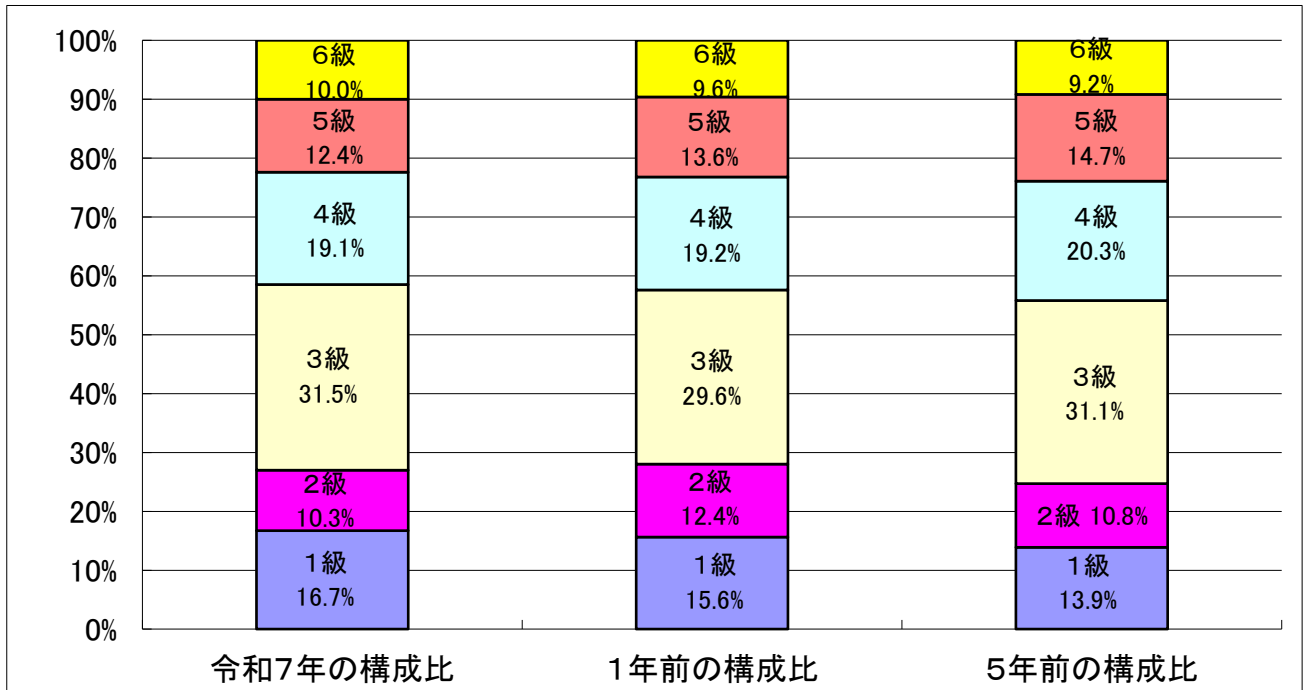
(注) 数値を記載していない欄は該当者がいないため、記載していないもの。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

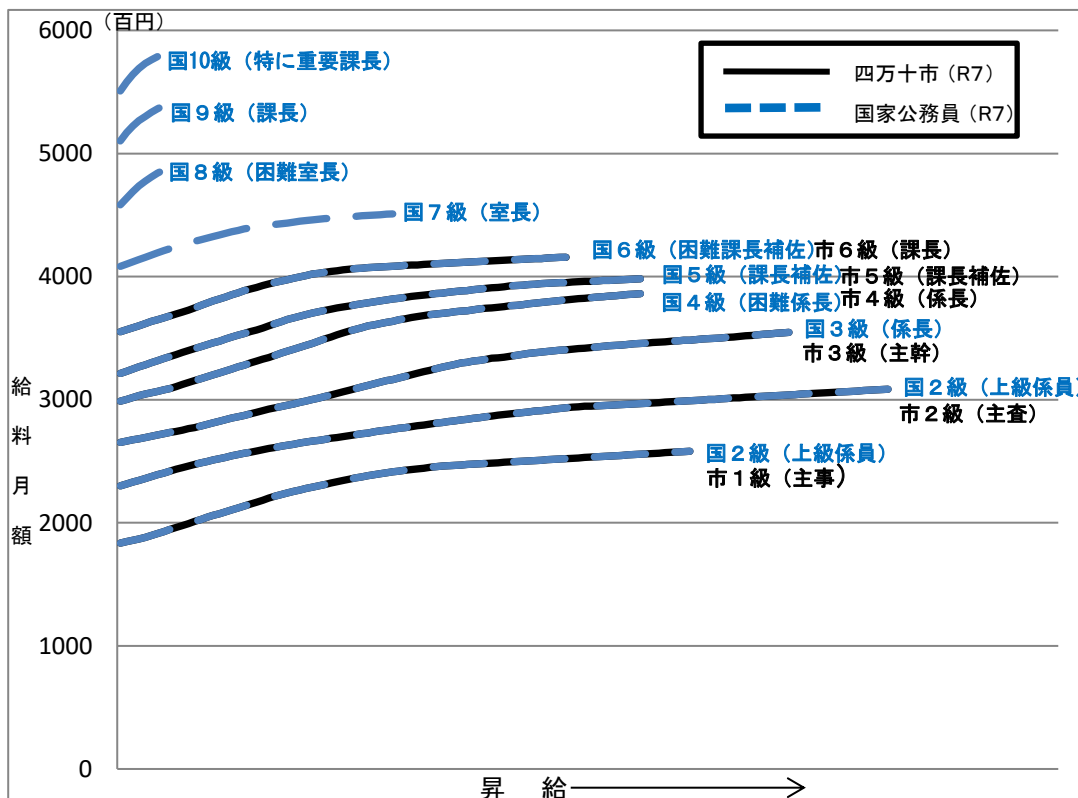
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和7年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給給料月額
1級	主事又は技師の職務	42人	16.7%	195,800円	259,900円
2級	主査又は技査の職務	26人	10.3%	242,000円	271,900円
3級	主幹又は技幹の職務	79人	31.5%	276,300円	364,200円
4級	係長の職務、主任の職務、管理主幹若しくは管理技幹の職務	48人	19.1%	309,800円	394,900円
5級	課長補佐の職務又は室長、主監若しくは技監の職務	31人	12.4%	332,600円	408,300円
6級	教育次長、会計管理者、参事、課長又は副参事の職務	25人	10%	336,800円	426,300円

- (注) 1 四万十市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3 定年引き上げに伴い給料月額7割水準に設定される職員を除く。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和7年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(四万十市)

令和6年4月2日から令和7年4月1日までの運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	○
上位、標準の区分			○		
標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)		/		/	
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

四万十市	高知県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,451 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,620 千円	—
(令和6年度支給割合) 2.50 月分 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 1.95 月分 (1.35) 月分 (0.975) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(四万十市)

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○		○	○
上位、標準の成績率			○		
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ(一律)		/		/	
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

四万十市			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (応募認定退職 2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額(令和6年度) (自己都合) (勤奨・定年) 2,852 千円 20,097 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給対象職員	支給実績(R6年度)	支給額
国、他の地方公共団体に派遣される職員(東京)	566 千円	月額:給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額100分の20を乗じた額

(4) 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		5,287 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		196,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		6.1 %		
手当の種類(手当数)		7		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
感染症防疫作業等従事手当	従事職員	感染症患者等の救護等、防疫作業	3 千円	日額500円
行旅死亡人等取扱従事手当	従事職員	行旅死亡人、被生活保護者死亡人の収容作業等	16 千円	1回2,000円
小動物等死体処理従事手当	従事職員	犬等の死体処理業務	50 千円	日額500円
と畜業務従事手当	直接従事職員	と畜場勤務	252 千円	月額3,000円
医師手当(診療所)	医師	職務の級に応じて支給	3,600 千円	月額 50,000~200,000円 時間外往診 1回5,000円 研究研修 月額150,000円
夜間看護手当(診療所)	看護師	病棟勤務業務	1,330 千円	勤務1回当たりの深夜おける勤務 時間・深夜の全部を含む勤務である 場合7,300円・4時間以上である 場合(深夜の全部を含む勤務で ある場合を除く)3,550円・2時間 以上4時間未満である場合3,100 円・2時間未満である場合2,150 円)
放射線取扱手当(診療所)	放射線技師	放射線等を扱う業務	36 千円	日額230円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	167,044 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	402 千円
支給実績(令和5年度決算)	176,635 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	424 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族である配偶者 3,000円 配偶者以外の扶養親族 子 11,500円 父母等 6,500円 満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子1人につき(加算) 5,000円	同じ		37,242 千円	200,225 円
住居手当	自ら居住するための住宅等を借り受け、家賃等を支払っている職員に支給 ・家賃23,000円以下 家賃-12,000円 ・家賃23,000円超55,000円未満 (家賃-23,000円)×1/2+11,000円 ・家賃55,000円以上 27,000円	同じ		28,893 千円	231,143 円
通勤手当	1. 交通機関使用者 (1ヶ月あたり運賃等相当額) 支給限度額 150,000円 2. 自動車等の交通用具使用 ・使用距離が片道2km以上5km未満 3,300円 ・使用距離が5km以上35km未満 700円 1km増す毎に加算 ・使用距離が35km以上45km未満 800円 1km増す毎に加算 ・支給限度額(使用距離45km) 33,100円	同じ	異なる 距離区分の支給額	24,991 千円	85,003 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、職務の級における最高の号給の給料月額(100分の12(15 [※]))を超えない範囲で支給 一般職員:月額42,400円 (※診療所長:月額72,500円、副診療所長:月額36,600円)	異なる	最高の号給の給料月額の100分の12(15)を超えない範囲	13,590 千円	485,357 円
初任給調整手当 (西土佐診療所)	診療所に勤務する医師で採用による欠員の補充が困難であると認められるものにあつては、採用の日から35年以内の期間について、月額416,600円を超えない額の範囲内で支給	異なる	最高の号給の給料月額の100分の12(15)を超えない範囲	4,991 千円	4,991,200 円
調整手当 (西土佐診療所)	医師給料表適用職員(西土佐診療所医師)給料等の月額合計の10%	異なる (独自)		787 千円	787,156 円
管理職員特別勤務手当	1. 週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日(週休日等)に臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務した場合 勤務1回当たり8,000円(6時間を超える場合は12,000円) 2. 週休日等以外の日の午前零時から午前5時に災害対処その他の臨時又は緊急の必要により勤務した場合 勤務1回当たり4,000円	同じ		404 千円	22,444 円

5 特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額		等	
給料	市 長	820,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額			
	副 市 長	683,000	円	985,000 円 /	391,500 円	790,000 円 /	420,000 円
報酬	議 長	421,000	円	545,000 円 /	230,000 円		
	副 議 長	358,000	円	475,000 円 /	200,000 円		
	議 員	333,000	円	442,000 円 /	180,000 円		
期末手当	市 長 副 市 長	(令和6年度支給割合)					
	教 育 長	3.15					
退職手当	議 長 副 議 長	(令和6年度支給割合)					
	議 員	3.15					
退職手当	市 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)		
	副 市 長	給料×勤続年数×100分の425	13,940,000 円	任期毎			
		給料×勤続年数×100分の255	6,966,600 円	〃			

(注)1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

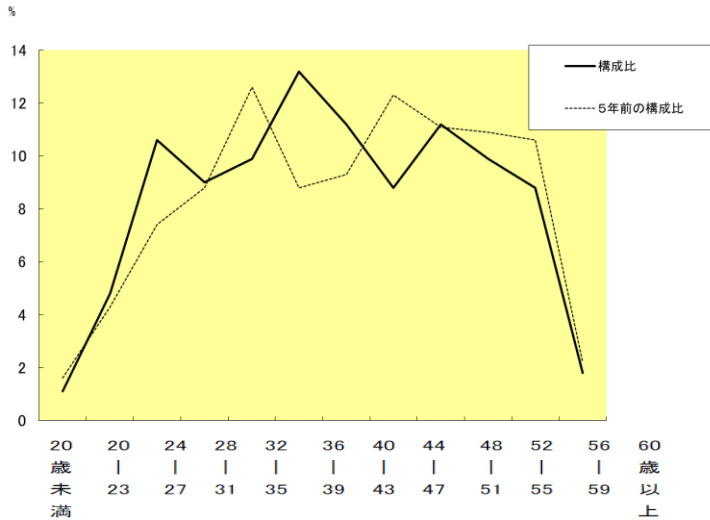
(各年4月1日現在)

分 部 門	区	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和6年	令和7年		
普通会計部門	議 会	4	4	0	
	総務・企画	81	83	2	体制強化
	税 務	26	25	△ 1	体制縮小
	民 生	165	163	△ 2	体制縮小
	衛 生	26	25	△ 1	体制縮小
	農林水産	26	26	0	
	商 工	8	8	0	
	土 木	27	27	0	
	計	363	361	△ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 114.88 人 (類似団体人口1万人当たり職員数 86.2 人)
	教育部門	36	34	△ 2	体制縮小
小 計	399	395	△ 4	<参考> 人口1万人当たり職員数 125.70 人 (類似団体人口1万人当たり職員数 110.71 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	110	106	△ 4	欠員不補充
	水 道	12	12	0	
	下 水 道	4	4	0	
	其 他	31	30	△ 1	体制縮小
小 計	157	152	△ 5		
合 計		556	547	△ 9	<参考> 人口1万人当たり職員数 174.07 人
		[666]	[666]	[—]	

(注)1 上記の表は、定員管理調査のうち部門別職員数に計上された人数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	6人	26人	58人	49人	54人	72人	61人	48人	61人	54人	48人	10人	547人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	年度	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		365	362	363	361	363	361	△4(△1.1%)
教育		37	39	37	37	36	34	△3(△8.1%)
普通会計計		402	401	400	398	399	395	△7(△1.7%)
公営企業等会計計		176	165	161	157	157	152	△24(△13.6%)
総合計		578	566	561	555	556	547	△31(△5.4%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
6年度	689,613	33,666	25,603	3.7	7.0

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費9,935千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
6年度	13	40,710	6,699	16,356	63,765	4,905	6,316

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
四万十市	35.8 歳	270,800 円	408,800 円
団体平均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

四万十市水道事業				四万十市普通会計			
1人当たり平均支給額(令和6年度)				1人当たり平均支給額(令和6年度)			
1,258 千円				1,451 千円			
(令和6年度支給割合)				(令和6年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.50 月分		2.10 月分		2.50 月分		2.10 月分	
(1.40) 月分		(1.00) 月分		(1.40) 月分		(1.00) 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%				職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

四 万 十 市 水 道 事 業			四 万 十 市		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額(令和6年度)			1人当たり平均支給額(令和6年度)		
(自己都合)		(勸奨・定年)	(自己都合)		(勸奨・定年)
-		-	2,582 千円		20,097 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当
該当なし

エ 特殊勤務手当
該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績(6年度決算)	2,398 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	218 千円
支給実績(5年度決算)	1,768 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	161 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)
扶養手当	普通会計と同様	同じ		1,542 千円	171,314 円
住居手当	普通会計と同様	同じ		1,200 千円	300,000 円
通勤手当	普通会計と同様	同じ		1,050 千円	116,622 円
管理職手当	普通会計と同様	同じ		509 千円	508,800 円
管理職員特別勤務手当	普通会計と同様	同じ		0 千円	0 円

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
6年度	千円 1,602,505	千円 △ 104,598	832,130	% 51.9	% 48.4

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費 千円 7,465
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 87	千円 373,547	千円 136,807	千円 150,483	千円 660,837	千円 7,596	

(注)1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和7年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
市民病院	医師	54.9 歳	693,389 円
	看護師	45.5 歳	341,625 円
	事務職員	40.0 歳	344,071 円
団体平均	医師	43.8 歳	576,481 円
	看護師	42.0 歳	315,921 円
	事務職員	47.1 歳	335,568 円

(注)1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

四万十市病院事業		四万十市普通会計	
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,730 千円		1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,451 千円	
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分		(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

四 万 十 市 病 院 事 業			四 万 十 市		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額(令和6年度) (自己都合) (勸奨・定年) 548 千円 11,479 千円			1人当たり平均支給額(令和6年度) (自己都合) (勸奨・定年) 2,852 千円 20,097 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当
該当なし

エ 特殊勤務手当

支給実績(令和6年度決算)			79,844 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)			1,221,459 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)			75.9 %	
手当の種類(手当数)			14	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
医師手当	院長	院長の職にある医師	720 千円	月額 60,000円
	副院長	副院長の職にある医師	612 千円	月額 51,000円
	中医学研究所長	中医学研究所長の職にある医師	0 千円	
	部長	部長の職にある医師	2,700 千円	月額 45,000円
	副部長	副部長の職にある医師	840 千円	月額 35,000円
	医員	上記以外の職にある医師	0 千円	月額 30,000円
学位手当	医師	医学博士の学位を有する医師	120 千円	月額 5,000円
研究手当	医師	在職6月を超え引き続き勤務する医師	50,656 千円	給料月額100分の50 在職6月で4.5/100を加算し、その後は1年を増すごとに4.5/100を加算 加算額は200,000円を限度
手術手当	医師	手術業務に従事したとき	1,672 千円	健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法に定める診療報酬点数表に定める手術料の100分の5
入院管理手当	医師	入院患者の診療に従事した場合	5,272 千円	1箇月当たりの受け持ちの入院患者に係る点数表に定める入院料の100分の1
診療応援手当	医師	全ての医師が国民健康保険診療所において診療の応援業務に従事した場合	185 千円	1回 5,000円
麻酔手当	麻酔科の医師		600 千円	月額 50,000円
勤務延長手当	医師	勤務延長した場合	848 千円	(院長) 給料月額100分の30 (副院長) 給料月額100分の15 (上記以外) 給料月額100分の10
放射線取扱手当	放射線技師又は技術補助者	放射線業務に従事した場合	219 千円	日額 230円
緊急出務手当	手術室、内視鏡室又は透析室に勤務する職員	勤務時間以外の時間に救急業務に従事した場合	1 千円	1回につき1,150円
拘束手当	放射線室又は検査室に勤務する職員	勤務時間以外の時間の業務に対処するため自宅待機した場合	2,213 千円	宿直 2,500円 日直 2,500円
夜間看護手当	看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後10時から翌日の午前5時までの間に看護業務に従事した場合	6,180 千円	4時間以上 3,550円 2時間以上4時間未満 3,100円 2時間未満 2,150円
感染症防疫作業等従事手当	医療従事者	感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護、移送若しくは訪問指導又は場所等に対する防疫作業に従事した場合	1 千円	日額 500円
看護職務手当	看護師		7,005 千円	月額 12,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(6年度決算)	16,841 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	211 千円
支給実績(5年度決算)	16,587 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	202 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	普通会計と同様	同じ		11,997 千円	255,255 円
住居手当	普通会計と同様	同じ		6,107 千円	265,522 円
通勤手当	普通会計と同様	同じ		3,987 千円	66,450 円
管理職手当	普通会計と同様	同じ		2,846 千円	711,500 円
夜間勤務手当	正規勤務時間による深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)の看護等の業務 ・1時間単価の25/100	制度なし		3,078 千円	123,120 円
宿日直手当	正規勤務時間外又は休日等に宿直勤務をした場合に支給	制度なし		13,795 千円	475,690 円
管理職員特別勤務手当	普通会計と同様	同じ		8 千円	8,000 円